令和３年 第12回 三朝町教育委員会 定例会　日程

と　き：令和３年12月22日(水) 午後２時～
ところ：三朝町役場２階　第２会議室

１　開　会

２　前回議事録承認
　石田委員、加藤委員

３　議事録署名委員指名

４　報告事項
（１）教育総務課事業について
（２）三朝町学校給食アレルギー対応食に関する実施要領の一部改正について
（３）社会教育課事業について
（４）名勝及び史跡三徳山・名勝小鹿渓保存活用計画について
（５）三朝町内の文化財について
（６）図書館事業について

５　議　事
　議案第38号　小学校外国語指導助手の再任用について

６　協議事項

７　その他

８　閉　会
　次回定例会　令和４年１月　　日(　　)　　：　　～

報告事項（１）

教育総務課事業について

月日	時間	内容	備考
【12 月】			
12 月 1 日 （水）	10:00-	校長会	
	15:40-	小中学校ＩＣＴ研修	
12 月 3 日 （金）	14:30-	小中学校ＰＴＡ要望提出	
	15:30-	年末の区長会	
12 月 9 日 （木）	～17 日	第９回三朝町議会定例会	
12 月 21 日 （火）	15:30-	第４回三朝町コミュニティ・スクール準備委員会	
12 月 22 日 （水）	14:00-	教育委員会定例会	
12 月 23 日 （木）		ＰＴＡ全国表彰鳥取県教育長表敬訪問	県庁
	13:00-	市町村教育委員会オンライン協議会	
12 月 24 日 （金）		小中学校終業式	
12 月 27 日 （月）	9:00-	小学校ＩＣＴ研修	
	13:00-	中学校ＩＣＴ研修	
12 月 28 日 （火）		役場仕事納め	
【１月】			
1 月 4 日 （火）		役場仕事始め	
1 月 5 日 （水）	9:30-	合同園長・校長会	
	10:00-	校長会	
1 月 7 日 （金）		小中学校始業式	
1 月 9 日 （日）	10:00-	第 69 回三朝町成人式	
1 月 12 日 （水）	15:45-	小中学校コミュニティ・スクール研修	
1 月 13 日 （木）	～14 日	視察研修	茨城県大洗町
1 月 19 日 （水）	13:30-	中学校入学説明会	三朝中学校
1 月 26 日 （水）	14:30-	ＩＣＴ活用教育推進地域協議会	
	15:40-	小中学校ＩＣＴ研修	
1 月 28 日 （金）	16:00-	小学校ＧＩＧＡチャンネル	

ふれあい運動　１月７日（金）～14 日（金）　休日を除く５日間

全国学校給食週間　1 月 24 日（月）～30 日（日）

※３月 10 日（木）　臨時会　14:00～

報告事項（２）

三朝町学校給食アレルギー対応食に関する実施要領の一部改正について

【改正理由】

学校給食に係るアレルギー対応食の実施に関する流れについて、学校を経由することで決定等の判断に時間を要するため、実態に即した流れとするため本要領を改正する。

【改正概要】

下の表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正し、様式についても改める。

【施行期日】

公布の日

三朝町学校給食アレルギー対応食に関する実施要領の一部を改正する要領

三朝町学校給食アレルギー対応食に関する実施要領（平成25年５月１日施行）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（事前調査及びアレルギー対応食実施の決定） 第４条　三朝町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、食物アレルギー疾患を有する児童を把握するため、就学前児童の保護者（以下「就学前児童保護者」という。）に、次の各号に掲げる書類を提出させるものとする。 （１）・（２）　略 （３）　学校給食アレルギー対応食実施申請書（様式第３号。ただし、アレルギー対応食を希望する就学前児童保護者のみとする。）	（事前調査及びアレルギー対応食実施の決定） 第４条　三朝町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、食物アレルギー疾患を有する児童を把握するため、就学前児童の保護者（以下「就学前児童保護者」という。）に、次の各号に掲げる書類を提出させるものとする。 （１）・（２）　略
２　教育委員会は、アレルギー対応食を希望する就学前児童保護者に係る前項の規定による書類の提出を受けたときは、就学予定の小学校の校長に対して当該書類の写しを送付し、関係者（教育委員会事務局職員、保育園関係者（調理師等）、学校関係者（校長、養護教諭、給食主任等）、調理センターの所長、学校栄養士等をいう。以下同じ。）による検討会等を開催し、アレルギー対応食の必要性を検討するものとする。	２　教育委員会は、アレルギー対応食を希望する就学前児童保護者に係る前項の規定による書類の提出を受けたときは、就学予定の小学校の学校長に対して当該書類の写しを送付し、関係者（教育委員会、保育園長、調理師、調理センターの所長、学校栄養士等をいう。以下同じ。）による検討会を開催し、アレルギー対応食の必要性を検討するものとする。
	３　教育委員会は、前項の検討の結果、アレルギー対応食の必要性が認められる場合は、当該就学前児童保護者に学校給食アレルギー対応食実施申請書（様式第３号）を提出させるものとする。
３　教育委員会は、前項の検討の結果、アレルギー対応食の必要性が認められる場合は、アレルギー対応食実施の可否を決定し、学校給食アレルギー対応食実施決定通知書（様式第４号）により、就学前児童保護者に通知し、当該申請書及び通知書の写しを就学予定の小学校の校長に送付するものとする。	４　教育委員会は、前項の申請書を受理したときは、アレルギー対応食実施の可否を決定し、学校アレルギー対応食審査通知書（様式第４号）により、就学前児童保護者に通知し、当該申請書及び通知書の写しを就学予定の小学校の学校長に送付するものとする。

（継続調査及びアレルギー対応食実施の決定） 第５条　前条に規定する就学前児童保護者以外の保護者でアレルギー対応食を希望する保護者は、所属する小学校又は中学校を通じて教育委員会に様式第１号から様式第３号までの書類を提出しなければならない。	（継続調査及びアレルギー対応食実施の決定） 第５条　前条に規定する就学前児童保護者以外の保護者でアレルギー対応食を希望する保護者は、所属する小学校の学校長に次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。 （１）　学校給食アレルギー対応食実施申請書（様式第５号） （２）　学校給食アレルギー対応食調査票（様式第６号） （３）　様式第２号
２　教育委員会は、前項の書類を受理したときは、アレルギー対応食の必要性等を関係者と協議するものとする。	２　小学校の学校長は、前項の書類を受理したときは、アレルギー対応食の必要性等を関係者と協議し、必要と判断した場合は、学校給食アレルギー対応食実施申請書（様式第７号）を教育委員会へ提出しなければならない。なお、前条第４項の規定によりアレルギー対応食実施の決定がされている児童においても同様とする。
３　教育委員会は、前項の協議の結果、アレルギー対応食の必要性が認められる場合は、アレルギー対応食実施の可否を決定し、様式第４号により第１項に規定する保護者に通知し、当該申請書及び通知書の写しを小学校又は中学校の校長に送付するものとする。	３　教育委員会は、前項の申請書を受理したときは、アレルギー対応食の必要性等を審査の上、実施の可否を決定し、学校給食アレルギー対応食実施決定通知書（様式第８号）により小学校の学校長に通知するものとする。
	４　小学校の学校長は、前項の通知書を受理したときは、その内容を様式第９号により第１項に規定する保護者及び前条第４項の規定によりアレルギー対応食実施の決定がされている児童の保護者（以下「保護者等」という。）に通知しなければならない。
（準用） 第６条　三朝町の小学校に新たに転入する児童のアレルギー対応食の調査及び実施の決定については、第４条の規定の例によるものとする。この場合において同条中「就学前児童」とあるのは「転入児童」と、「就学予定」とあるのは「転入予定」と読み替えるものとする。	（準用） 第６条　三朝町の小学校に新たに転入する児童のアレルギー対応食の調査及び実施の決定については、前２条（前条第１項の規定を除く。）の規定の例によるものとする。この場合において第４条並びに第５条第２項及び第４項中「就学前児童」とあるのは、「転入児童」と読み替えるものとする。
２　三朝町の中学校に新たに入学し、又は転入する生徒のアレルギー対応食の調査及び実施の決定については、第４条の規	２　三朝町の中学校に新たに入学する生徒のアレルギー対応食の調査及び実施の決定については、前条の規定の例によるも

定の例によるものとする。この場合において、同条中「就学前児童」とあるのは「入学前児童等」と、「就学予定の小学校」とあるのは「入学等予定の中学校」と読み替えるものとする。	のとする。この場合において第４条第２項及び第４項並びに第５条中「小学校」とあるのは、「中学校」と読み替えるものとする。 ３　三朝町の中学校に新たに転入する生徒のアレルギー対応食の調査及び実施の決定については、前２条の規定の例（前条第１項の規定を除く。）によるものとする。この場合において第４条中「就学前児童」とあるのは、「転入生徒」と、第４条第２項及び第４項並びに第５条第２項、第３項及び第４項中「小学校」とあるのは、「中学校」と読み替えるものとする。
（献立等） 第７条　略 ２　略 ３　第１項の予定対応食表を受けた保護者等は、その内容を確認のうえ、学校給食アレルギー対応食実施承諾書（様式第５号）を予定対応食表の受領後１週間以内に調理センターへ提出しなければならない。 ４　調理センターは、保護者等に承諾を得た献立を調整し、対応食一覧表を校長と保護者等に送付する。	（献立等） 第７条　略 ２　略 ３　第１項の予定対応食表を受けた保護者等は、その内容を確認のうえ、学校給食アレルギー対応食実施承諾書（様式第10号）を予定対応食表の受領後１週間以内に調理センターへ提出しなければならない。 ４　調理センターは、保護者等に承諾を得た献立を調整し、対応食一覧表を学校長と保護者等に送付する。
（変更又は中止） 第８条　アレルギー対応食の内容の変更又は中止を希望する保護者等は、当該事由が生じた時点で医師に相談し、学校給食アレルギー対応食変更（中止）願兼決定通知書（様式第６号）に医師の証明書を添付して教育委員会に提出しなければならない。 ２　教育委員会は、前項の変更（中止）願を受理したときは、変更（中止）の必要性を協議し、様式第６号により保護者等へ通知し、当該通知書の写しを小学校又は中学校の校長に送付するものとする。	（変更又は中止） 第８条　アレルギー対応食の内容の変更又は中止を希望する保護者等は、当該事由が生じた時点で医師に相談し、学校給食アレルギー対応食変更（中止）願（様式第11号）に医師の証明書を添付して教育委員会に提出しなければならない。 ２　教育委員会は、前項の変更（中止）願を受理したときは、変更（中止）の必要性を協議し、様式第12号により保護者等へ通知するものとする。
（雑則） 第９条　この要領に定めるもののほか、アレルギー対応食に関し必要な事項は、教育長が別に定める。	

様式第１号から様式第６号までを次のように改める。

様式第１号

学校給食アレルギー対応食調査票及び希望書

年　　月　　日

三朝町教育委員会
　教　育　長　様

保護者氏名　　㊞
（自署する場合は、押印不要）

児　童　生　徒　氏　名	住　　所
	三朝町 （TEL　　）

１食物アレルギーがありますか。該当する項目に○印をつけてください。

（１）ある　　（２）なし

※「ある」に○の方は下記についてご記入ください。

２アレルギーの状況について

	卵	牛　乳	小　麦	甲殻類	そ　の　他
具体的な食品名					
アレルギーの症状					
いつ頃から					
かかりつけの病院・主治医				電話	
症状に対する薬品	有（薬品名　　） 無				

３アレルギー対応食（除去食・代替食）の希望について

	要　望　等
（１）希望します	
（２）希望しません	

様式第３号

学校給食アレルギー対応食実施申請書

年　　月　　日

三朝町教育委員会教育長　様

保護者氏名　　㊞
（自署する場合は、押印不要）

次のとおり、学校給食アレルギー対応食の実施を申請します。

<table>
<tr><td>実施対象者氏名</td><td colspan="2"></td><td>生年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日（　　歳）</td></tr>
<tr><td>学年・組
(継続の場合)</td><td colspan="2">年　　組</td><td colspan="2">担任
(継続の場合)</td><td></td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td colspan="3"></td><td>電話</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">緊急時連絡先</td><td colspan="3"></td><td>電話</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td>電話</td><td></td></tr>
<tr><td>かかりつけの
病院・主治医</td><td colspan="3"></td><td>電話</td><td></td></tr>
</table>

添付書類
学校給食アレルギー対応食調査票及び希望書（様式第１号）
学校生活管理指導表（様式第２号）

様式第４号

学校給食アレルギー対応食実施決定通知書

年　　月　　日

様

三朝町教育委員会教育長　　㊞

　　年　　月　日付で申請のあった、学校給食アレルギー対応食の実施について、次のとおり決定しましたので通知します。

<table>
<tr><td></td><td>氏　　名</td><td>学　年・組</td></tr>
<tr><td>実施対象児童・生徒</td><td></td><td>年　　組</td></tr>
<tr><td colspan="3">アレルギー　　対応食　　除去食　　を実施　　します。　　しません。</td></tr>
<tr><td>開　始　年　月</td><td colspan="2">年　　月から</td></tr>
</table>

様式第５号

学校給食アレルギー対応食実施承諾書

年　　月　　日

三朝町教育委員会教育長　様

保 護 者 氏 名　　㊞
（自署する場合は、押印不要）

児童・生徒氏名

（　　）月分アレルギー対応食は、（下記の変更要件を付して）予定献立表のとおり承諾します。

○変更要件がある場合は、ご記入ください。

月　　日までに、学校へご返送ください。

様式第６号

学校給食アレルギー対応食変更(中止)願兼決定通知書

年　　月　　日

三朝町教育委員会教育長　様

保護者氏名　　㊞

（自署する場合は、押印不要）

次のとおり、学校給食アレルギー対応食 の内容を変更 / を 中 止 してください。

児童・生徒氏名		生年月日	年　　月　　日（　　歳）
学　年・組	年　　組		
住　　所		電話	
変更の場合の内　　容	変　更　前	変　更　後	
中止の場合の理　　由			
変更・中止の年　月　日	年　　月　　日		

添付書類

学校生活管理指導表（様式第２号）

年　　月　　日

様

三朝町教育委員会教育長　　㊞

年　　月　　日に願のあった件については、上記のとおり学校給食アレルギー対応食 の内容を変更 / を中止 します。

様式第７号から様式第12号までを削る。

附　則

この改正は、令和３年12月22日から施行する。

報告事項（３）

【社会教育課】　令和３年12月～令和４年１月の報告及び取組について

日　時			事　業　名　等	場　所	備　考
12月 8日	水	13:30	青少年育成市町村民会議会長意見交換会	倉吉体文	
		19:00	人権教育講座　講座４	役場	同和問題
12月12日	日	9:00	かがやく子どもフェスティバル	文化ホール	
		13:30	中部ハイスクールフォーラム	文化ホール	オンライン配信
12月14日	火	16:00	倉吉地区少年補導センター街頭補導	町内	
12月18日 -19日	土 日	13:00 12:00	鳥取県スポーツ推進委員研究大会	米子市	
12月21日	火	9:00	インターネットモニタリング意見交換会	中部総合事務所	
		15:30	第４回コミュニティ・スクール準備委員会	役場	
12月22日	水	10:00	三朝大学　第５回	文化ホール	三朝町政について
		13:00	市町村人権教育担当者等研修会	倉吉体文	

1月 9日	日	10:00	第69回　三朝町成人式	文化ホール	
1月11日	火	13:30	倉吉地区少年補導センター街頭補導	倉吉市内	
1月15日	土	9:00	青空体験塾(雪遊び)	俵原地内	
		13:30	郡スポーツ推進委員研究大会	北栄町	
1月17日	月	14:00	中部人権教育懇談会連絡協議会	中部総合事務所	
1月18日	火	13:30	倉吉地区少年補導センター運営委員会	倉吉市内	

スキー・スノボー教室　　2月 6日
三朝町将棋フェスティバル　2月20日

○令和３年度第28回差別をなくする三朝町集会　11月28日
　参加者　166人

○かがやく子どもフェスティバル
　参加者　483人（子ども264人　大人219人）
　ボランティア　59人（中学生34人　大人25人）

報告事項（５）

町内の文化財について

①三仏寺文殊堂の屋根の破損について

国重要文化財(M37．２．17 指定)

・柿葺きの屋根の一部表面（約６㎡）が剥離。野地板があらわれている。

・４月応急措置を実施済み。(ポリカーボネシートと防水シート施工)

・文化財保存技術研究協会による状況調査、修繕方法の検討を行う。

②神像の鳥取県文化財指定について

指定日　令和３年 11 月 19 日

名称	員数	所在の場所
神像	４駆	東伯郡三朝町

所有者　非公表

・防犯設備の強化を検討。(鍵の強化、警報装置)　　令和４年度県間接補助事業

西暦	月
2022	1

R3.12.16

みささ図書館月間スケジュール　1月

	行　事	備　考
1日（土）	休館日（年末年始）	
2日（日）	休館日（年末年始）	
3日（月）	休館日（年末年始）	
4日（火）	移動図書館	なの花
5日（水）	移動図書館	相互貸借集配（県立図書館） 片柴（三徳センター）
6日（木）	移動図書館	賀茂保育園・支援センター・三喜苑 仁の里・みのり・太郎田・小河内・鎌田
7日（金）		
8日（土）	みささ英語村	文化ホール
9日（日）		
10日（月）	休館日	
11日（火）		
12日（水）	移動図書館	（恋谷）・三朝、バイオリン美術館 ﾚｽﾎﾟﾜｰﾙ・西学童
13日（木）	移動図書館	大柿・（木地山）・上西谷・下畑・曹源寺 余戸・東小鹿・三朝・山田
14日（金）		
15日（土）		
16日（日）		
17日（月）	休館日	
18日（火）		
19日（水）	移動図書館	加谷・竹田保・下西谷・JA竹田 三朝中・竹田地区公　相互貸借集配（県立図書館）
20日（木）	移動図書館	こども園 温泉病院
21日（金）		
22日（土）	みささ英語村	文化ホール
23日（日）		
24日（月）	休館日	
25日（火）		
26日（水）	移動図書館	田代 西学童
27日（木）	休館（図書整理日）　　移動図書館	神倉
28日（金）		
29日（土）		
30日（日）		
31日（月）	休館日	

≪１月の特集・イベント≫
鳥取の民工芸品展（1/19～2/16）、本の福袋（1/4～1/16）

≪12月の実績≫
山本榮子さん手芸展・編み物関連本（11/26～12/19）、クリスマス・年末特集（11/26～12/26）

議案第 38 号

小学校外国語指導助手の再任用について

次のとおり小学校外国語指導助手の再任用について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第３号の規定により、本委員会の意見を求める。

令和３年 12 月 22 日提出

三朝町教育委員会教育長　　西　田　寛　司

１　再任用者　　Ｈｏｍａｎ　Ｎａｔｈａｎ
２　再任期間　　令和４年８月１日から令和５年７月 31 日まで
※令和３年度から着任（１年目）
現任期間：令和３年 10 月４日～令和４年７月 31 日

≪参考≫
〇地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（教育委員会の職務権限）
第 21 条　教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。
３　教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。